

審 査 基 準

A-j-9

令和4年9月30日作成

法 令 名： 道路交通法施行令
根 拠 条 項： 第34条第4項
処 分 の 概 要： 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第5項（指定の基準等）
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 30日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 愛知県警察本部運転免許課
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部運転免許課指定教習所係 電話（052）951-1611 内線 781-255
備 考：